



▲地区内の歴史文化伝承事業(山根自治会)。住民に歴史文化を伝承するため、看板を制作し、設置を自治会員が行いました

▲神楽伝承事業(榑流大町神楽継承会)。地区内で継承している神楽を市民に伝承するため、イベントなどで披露しています

▲きらり斎川笑アップ塾(斎川まちづくり協議会)。安全安心な地域を目指しさまざまな取り組みを行っています(写真はLINE講座)

# ～住民主体の地域づくりを支援します～

## 令和3年度まちづくり交付金

生涯学習課(中央公民館内) ☎22-1343・26-2453  
con-edu@city.shiroishi.miyagi.jp

4月からスタートする「第六次白石市総合計画」に合わせて、各地区で新たに策定された「まちづくり宣言」の実現に向け、「白石市まちづくり交付金事業」を継続して実施します。

交付金の対象事業は、各地区のまちづくり宣言の実現につながる、地域の伝統文化や資源を活かした地域活性化のための事業、地域コミュニティの活性化が図られる事業などで、市以外の団体などから補助金を受けていない事業が対象です。

これまでの制度を一部変更して実施します。内容をご確認いただき、「地域住民が主体のまちづくり」の実現に向けてご活用ください。

### ●対象団体

まちづくり協議会などのほか、市内に活動拠点があり、5人以上で組織するコミュニティ活動に貢献が期待できる団体で、代表者を定め、運営や組織に関する規約または会則を定めている団体。  
※政治・宗教活動または営利を目的としないこと。

### ●交付対象経費

講師への謝金・旅費、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、通信運搬費、会議費(食料費を除く)、旅費など  
※団体運営にかかわる経費(人件費を含む)、食料費、汎用性のある事務用品やキャビネットなどの備品関係費(パソコン、コピー機、机、イスなど)は対象外です。

### ●申請は地区ごとに各公民館へ

1回目の提出締め切りは3月26日(金)です。交付を希望する団体は、申請書や事業計画書、収支予算書など書類一式(表1)を各提出先(表2)に提出してください。

2回目以降は、地区ごとの上限額に残額がある場合に限り、随時、申請を受け付けます。残額は各公民館にお問い合わせのうえ、上記の通り提出してください。ただし、該当する年度の2月末日までに完了する事業が対象になりますのでご注意ください。

※提出書類の1～3は指定の様式。様式が一部変更のため、ホームページか電話連絡後(平日8:30～17:15)、各公民館でお受け取りください。

【表1】申請に必要な提出書類一覧

書類内容
1 申請書(様式第1号)
2 申請する事業の事業計画書(別紙1)
3 申請する事業の収支予算書(別紙2)
4 事業内容・購入物などの説明書類(パンフレットなど、コピー可)
5 事業の見積書(コピー可)
6 写真(4に関連する現地・現状などの写真)
7 周辺住宅地図(事業実施予定場所または備品管理予定場所を明示したもの)
8 物品管理運営規程(備品購入の場合)
9 団体会則・規約など(会員名簿も添付)
10 団体の活動状況説明書(総会資料など)
11 団体全体の最新の収支予算書と決算書
12 その他事業内容の説明補足資料

【表2】提出先

地区	申請場所	電話番号
白石	生涯学習課(中央公民館内)自治会連合会白石支部事務局代行	22-1343
越河	越河地域振興会(越河公民館内)	28-2101
斎川	斎川まちづくり協議会(斎川公民館内)	25-2701
大平	大平公民館運営会議(大平公民館内)	25-2338
大鷹沢	大鷹沢まちづくり振興協議会(大鷹沢公民館内)	25-2711
白川	白川振興会議(白川公民館内)	27-2101
福岡	福岡地区民の会(福岡公民館内)	25-2249
深谷	白石市深谷公民館運営委員会(深谷公民館内)	24-4540
小原	小原地区振興会(小原公民館内)	29-2031

変更点をご確認ください!!

## 交付金制度を一部変更します

平成25年度に白石市まちづくり交付金制度を創設してから、まちづくり協議会や自治会などが活用し、これまでに120を超える事業が実施されました。各地区で、住民同士の交流促進、地域の歴史や伝統文化の継承、安全安心な地域づくりなどが展開されています。

これらの動きをさらに促進するために、制度内容を下記のように一部変更して実施します。

### 変更点① 市民が参加する事業が対象

市民の参加がなく、委託した業者のみが実施する事業は対象外です。  
(例)環境美化整備、歴史伝承の看板設置事業などで委託業者だけで実施する事業は申請できません。

### 変更点② 報告会での発表

交付金を活用する団体は、市が主催する報告会(令和4年1月～3月に開催予定)で、交付金を活用した事業について発表していただきます。

### 変更点③ ホームページでの公表

市に提出する、「事業計画書・収支予算書・事業報告書・収支決算書・活動様子の写真」をホームページで公表します。

### 変更点④ 随時、申請が可能

地区の上限額に残額がある場合に限り、随時、申請を受け付けます。  
活動拠点のある公民館にお問い合わせください。



▲白川夏まつり・仮装盆踊り大会(白川振興会議)。中学生も企画から参画し、祭りを盛り上げています



▲植栽美化活動(上郡山自治会館運営委員会)。花の植栽活動を通して、地域内の世代間交流が活発になっています



▲柿づくり(柿づくりを楽しむ会)。被害軽減のため、渋柿や柿渋活用のクラブづくりを行い、集いの場にもなっています